

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合には、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合の期間及び割合

- ①入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の100%返金
- ②入社後2ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の70%返金
- ③入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%返金

ただし、上記に定める期間中であっても、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が退職した場合には、紹介手数料を返還いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別途定めをする場合もございます。

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-310468

株式会社C S S ビジネスサポート